

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、公立大学法人神奈川県立保健福祉大学（以下、「本学」という。）において、学術研究の健全な発展に配慮しつつ、安全保障輸出管理（以下「輸出管理」という。）を適切に実施するために必要な事項を定め、もって国際的な平和及び安全の維持に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 本規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 外為法等 外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号、以下「法」という。）及びこれに基づく輸出管理に関する政令、省令、通達等をいう。
- (2) 技術の提供 外国における技術の提供若しくは外国に向けて行う技術の提供又は非居住者若しくは特定類型該当者への技術の提供又は非居住者若しくは特定類型該当者へ再提供することが明らかな居住者への技術の提供をいう。
- (3) 貨物の輸出 外国に向けて貨物を送付すること（自ら手荷物として海外に持ち出す場合を含む。）又は外国へ送付されることが明らかな貨物を国内で送付すること。
- (4) 取引 技術の提供又は貨物の輸出をいう。
- (5) リスト規制技術 外国為替令（昭和55年政令第260号）（以下「外為令」という。）別表の1の項から15の項までに定める技術をいう。
- (6) リスト規制貨物 輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）（以下「輸出令」という。）別表第1の1の項から15の項までに定める貨物をいう。
- (7) キャッチオール規制 外為令別表の16の項に定める技術及び輸出令別表第1の16の項に定める貨物が、大量破壊兵器若しくは通常兵器の開発等に用いられるおそれのある場合には、経済産業大臣に許可申請を行うことをいう。
- (8) 該非判定 提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物がリスト規制技術又はリスト規制貨物に該当するか否かを判定することをいう。
- (9) 取引審査 該非判定の内容のほか、取引の相手先又は相手先における用途の内容を踏まえ、本学として当該取引を行うかを判断することをいう。
- (10) 相手先 技術の提供にあつては当該技術を提供する相手及び当該技術を利用する者をいい、貨物の輸出にあつては当該貨物の輸入者及び需要者並びに仕向地をいう。
- (11) 大量破壊兵器等 核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤、若しくはこれらの散布のための装置、又はこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機をいう。
- (12) 通常兵器 大量破壊兵器等以外の輸出令別表第1の1の項に該当する貨物をいう。
- (13) 大量破壊兵器等の開発等 大量破壊兵器等の開発、製造、使用又は貯蔵をいう。
- (14) 通常兵器の開発等 通常兵器の開発、製造又は使用をいう。
- (15) 居住者 外国為替法令の解釈及び運用について（蔵国第4672号昭和55年11月29

日) 6-1-5, 6 (居住性の判定基準) に従い、居住者として取り扱うこととされる
自然人及び法人をいう。

(16) 非居住者 居住者以外の自然人及び法人をいう。

(17) 特定類型該当者 次のアからウまでに掲げる者 (自然人である居住者に限る。) をい
う。

ア 外国 (外為法第6条第1項第2号に定めるものをいう。以下同じ。) の法令に基づ
き設立された法人その他の団体 (その本邦内の支店、出張所その他の事務所を除く。
以下「外国法人等」という。) 又は外国の政府、外国の政府機関、外国の地方公共団
体、外国の中央銀行若しくは外国の政党その他の政治団体 (以下「外国政府等」とい
う。) との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結し、及び当該契約
に基づき当該外国法人等若しくは当該外国政府等の指揮命令に服し、又は当該外国
法人等若しくは当該外国政府等に対して善管注意義務を負う者 (次に掲げる場合を
除く。)

(ア) 当該者が本邦 (外為法第6条第1項第1号に定めるものをいう。以下同じ。) の
法人 (以下この号において「本邦法人」という。) との間で雇用契約、委任契約、
請負契約その他の契約を締結し、及び当該契約に基づき当該本邦法人の指揮命令
に服し、又は当該本邦法人に対して善管注意義務を負う場合において、当該本邦法
人又は当該者が、当該外国法人等又は当該外国政府等との間で、当該本邦法人によ
る当該者に対する指揮命令又は当該本邦法人に対して当該者が負う善管注意義務
が、当該外国法人等若しくは当該外国政府等による当該者に対する指揮命令又は
当該外国法人等若しくは当該外国政府等に対して当該者が負う善管注意義務より
も優先すると合意している場合

(イ) 当該者が本邦法人との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結
し、及び当該契約に基づき当該本邦法人の指揮命令に服し、又は当該本邦法人に対
して善管注意義務を負う場合において、グループ外国法人等 (当該本邦法人の議決
権の 50%以上を直接若しくは間接に保有する外国法人等又は当該本邦法人により
議決権の 50%以上を直接若しくは間接に保有される外国法人等をいう。以下同じ。)
との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結し、及び当該契約に基
づき当該グループ外国法人等の指揮命令に服し、又は当該グループ外国法人等に
対して善管注意義務を負う場合

イ 外国政府等から多額の金銭その他の重大な利益 (金銭換算する場合に当該者の年
間所得のうち 25%以上を占める金銭その他の利益をいう。) を得ている者又は得るこ
とを約している者

ウ 本邦における行動に関し外国政府等の指示又は依頼を受ける者。

(18) 教職員等 次の各号の一に該当する者をいう。

ア 本学の役員及び本学が定める就業規則に基づき雇用される者

イ 本学との雇用関係の有無に関わらず、本学において研究活動を行う目的で配分機

関(本学に競争的研究費等を配分する機関をいう。)に競争的研究費等の申請を行う者

(適用範囲)

第3条 本規程は、教職員等が本学における教育、研究その他の活動として行うすべての技術の提供及び貨物の輸出に適用する。

第2章 基本方針

(基本方針)

第4条 本学の輸出管理の基本方針は、次のとおりとする。

- (1) 国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれのある技術の提供及び貨物の輸出は行わない。
- (2) 外為法等を遵守し、経済産業大臣の許可を受けなければならない場合は、責任を持って、当該許可を取得する。
- (3) 輸出管理を確実に実施するため、輸出管理の責任者を定め、輸出管理体制を適切に整備し、充実を図る。

第3章 組織

(輸出管理最高責任者)

第5条 本学の輸出管理における輸出管理最高責任者は、学長とする。

- 2 輸出管理最高責任者は本規程の制定・改廃、外為法等又は本規程に違反する事実が発生した場合の再発防止策を構築することのほか、輸出管理における重要事項に関する最終的な決定を行う。

(輸出管理統括責任者)

第6条 輸出管理最高責任者は輸出管理業務を統括する輸出管理統括責任者(以下「統括責任者」という。)を置き、副学長をもって充てる。

- 2 統括責任者は、輸出管理最高責任者の指示に基づき、本学における輸出管理に関する業務を統括し、本規程の改廃案の作成、運用手続の制定・改廃、該非判定及び取引審査の最終的な承認、輸出管理に係る経済産業大臣への許可申請手続、文書管理、監査、指導、教育のほか、本規程に定められた業務を行う。

(輸出管理責任者)

第7条 統括責任者の下に、輸出管理に関する事務を行うため、輸出管理責任者(以下「管理責任者」という。)を置き、統括責任者が指名する者をもってその任に充てる。

- 2 管理責任者は、その業務を補佐させるため、輸出管理担当者(以下「管理担当者」という。)を置き、管理責任者が指名する者をもって充てる。

(輸出管理委員会)

第8条 本学の輸出管理に関する重要事項を審議するため、統括責任者の下に輸出管理委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、輸出管理に関する次の事項を審議する。

- (1) 本規程等の改廃案の作成に関する事項
- (2) 教職員等に対する研修・啓発活動に関する事項
- (3) 監査に関する事項
- (4) その他輸出管理に関する重要事項

3 委員会は、次の各号の委員をもって構成し、委員長は統括責任者とする。

- (1) 統括責任者
- (2) 管理責任者
- (3) その他輸出管理最高責任者が必要と認めた者

第4章 手続き

(事前確認)

第9条 教職員等は、取引を行おうとするときは、別に定めるところにより、事前に確認を行い、管理責任者の承認を得なければならない。

2 管理責任者は、前項の規定により承認を行うに当たり、当該取引について疑義等が生じたときは、統括責任者の承認を得なければならない。

(該非判定及び取引審査)

第10条 教職員等は、前条の事前確認により該非判定及び取引審査の手續を要する旨の確認を得た取引を行おうとするとき又は大量破壊兵器等若しくは通常兵器の開発等に用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣から許可申請すべき旨の通知を受けた取引を行おうとするときは、別に定めるところにより、所定の取引審査申請書に基づき次の各号に掲げる確認を行い、統括責任者による該非判定及び取引審査を受け、その承認を得なければならない。

- (1) 該非の確認 取引を行おうとする技術又は貨物が、リスト規制技術又はリスト規制貨物に該当するか否かを確認すること。
- (2) 相手先の確認 取引の相手先について、大量破壊兵器又は通常兵器の開発等への関与が懸念されるか否かを確認すること。
- (3) 用途の確認 取引の相手先における用途について、大量破壊兵器又は通常兵器の開発等に用いられるおそれがないか否かを確認すること。

2 教職員等は、取引審査により承認が得られた取引について、取引を行おうとする技術又は貨物の仕様に追加が生じたとき又は取引を行おうとする技術又は貨物に追加が生じたときは、改めて前条の事前確認を行うものとする。

(許可申請)

第11条 統括責任者は、前条第1項に基づく承認を行った取引のうち、外為法等に基づく経済産業大臣の許可が必要となる取引について、最高責任者に報告するものとする。

- 2 最高責任者は、前項の報告があったときは、外為法等の定めるところにより、経済産業大臣に対して許可申請を行うものとする。

第5章 管理

(技術の提供管理)

第12条 教職員等は、技術の提供を行うときは、該非判定及び取引審査の手続が終了したと、及び技術の内容に変更がないことを確認しなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、教職員等は、当該技術の提供が外為法等に基づく経済産業大臣の許可が必要な貨物の輸出であるときは、当該許可を得ていることを確認しなければならない。

- 3 教職員等は、前2項の確認ができないときは、当該技術の提供を行ってはならない。

(貨物の出荷管理)

第13条 教職員等は、貨物の輸出を行うときは、該非判定及び取引審査の手続が終了したこと、及び貨物の内容に変更がないことを確認しなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、教職員等は、当該貨物の輸出が外為法等に基づく経済産業大臣の許可が必要な貨物の輸出であるときは、当該許可を得ていることを確認しなければならない。

- 3 教職員等は、前2項の確認ができないときは、当該貨物の輸出を行ってはならない。

- 4 教職員等は、貨物の輸出を行う場合に通関時に事故が発生したときは、直ちに当該輸出の手続をとりやめ、統括責任者にその旨を報告しなければならない。

- 5 統括責任者は、前項の報告があったときは、最高責任者等と協議の上、適切な措置を講ずるものとする。

第6章 監査

(監査)

第14条 統括責任者は、法人における輸出管理が、外為法等及びこの規程に基づき適正に実施されていることを確認するため、輸出管理業務に係る監査を定期的に行うものとする。

第7章 教育

(教育)

第15条 統括責任者は、外為法等及びこの規程の遵守の重要性を理解させ、確実な実施を図るため、教職員等に対し、計画的に教育を行う。

第8章 文書管理

(文書管理)

第16条 教職員等は、輸出管理の手続に関連する書類は、事実に基づき正確に記載しなけ

ればならない。

- 2 教職員等は、輸出管理に係る文書又は電磁的記録を、技術が提供された日又は貨物が輸出された日から起算して、少なくとも7年間保管しなければならない。

第9章 報告

(報告)

第19条 教職員等は、外為法等又はこの規程に対する違反の事実を知った場合又は違反のおそれがある場合には、その旨を統括責任者に速やかに報告しなければならない。

- 2 統括責任者は、前項の報告内容を調査し、外為法等に違反している事実が判明した場合又は違反のおそれがあることを知った場合は、最高責任者に報告する。最高責任者は学内の関係部署に対応措置を指示するとともに、遅延なく関係行政機関に報告するものとする。

第10章 罰則

(罰則)

第20条 教職員等が故意又は重大な過失により本規程に違反した場合は、本学が定める就業規則に基づく懲戒等の対象とする。

第11章 雑則

(雑則)

第21条 この規程に定めるもののほか、輸出管理に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、令和6年7月1日から施行する。